

【Ⅲ－6 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進－⑨】

⑨ 歯科治療環境への適応が困難な患者に対する 評価の見直し

第1 基本的な考え方

強度行動障害を含む歯科治療環境への適応が困難な患者の歯科診療時に特別な対応が必要な患者に対して、歯科治療環境への円滑な導入を支援するとともに、患者の状態に応じた評価となるよう、歯科診療特別対応加算及び初診時歯科診療導入加算の名称及び要件を見直す。

第2 具体的な内容

歯科診療特別対応加算の算定対象に、強度行動障害の患者等を追加する。

改 定 案	現 行
<p>【<u>歯科診療特別対応加算1</u>（初診料）】</p> <p>【<u>歯科診療特別対応加算2</u>（初診料）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(14) <u>歯科診療特別対応加算</u></p> <p>「注6」の「著しく歯科診療が困難な者」とは、次に掲げる状態又はこれらに準ずる状態をいう。なお、<u>歯科診療特別対応加算1</u>又は<u>歯科診療特別対応加算2</u>を算定した場合は、当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載する。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ <u>強度行動障害の状態であって、日常生活に支障を来すような症状・行動が頻繁に見られ、歯科治療に協力が得られない状態</u></p> <p>※ <u>再診料及び歯科訪問診療料についても同様。</u></p>	<p>【<u>歯科診療特別対応加算</u>（初診料）】</p> <p>【<u>初診時歯科診療導入加算</u>（初診料）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(14) <u>歯科診療特別対応加算</u></p> <p>「注6」の「著しく歯科診療が困難な者」とは、次に掲げる状態又はこれらに準ずる状態をいう。なお、<u>歯科診療特別対応加算</u>を算定した場合は、当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載する。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>（新設）</p>